

居宅介護支援事業の概要と指定要件

I 居宅介護支援について

利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、介護支援専門員（ケアマネジャー）が、利用者の心身の状況や置かれている環境に応じた介護サービスを利用するためのケアプラン（居宅サービス計画）を作成し、そのプランに基づいて適切なサービスが提供されるよう、事業者や関係機関との連絡・調整を行うサービスです。

利用者はケアプランがなければ介護保険サービスを利用することができないため、利用者、介護事業所双方にとって非常に重要なポジションのサービスであると言えます。

居宅介護支援事業を開業するためには、事業所の所在地となる都道府県に「介護事業者指定申請」を行い、指定介護事業者として許可を受ける必要があります。

II 居宅介護支援事業の指定要件

居宅介護支援の指定を受けるためには、下記の①～③の基準を全て満たす必要があります。

①法人格があること

②下記のA，Bの人員を必要人数配置していること

A. 管理者

◎常勤専従で1名配置、介護支援専門員である必要があります

B. 介護支援専門員

◎常勤で利用者の人数に応じて1名以上配置、介護支援専門員である必要があります

※「利用者の人数に応じて」介護支援専門員は追加の配置が必要であり、利用者35人又はその端数を増すごとに1名配置しなければなりません。

※当該居宅介護支援事業所の管理者との兼務が可能です

③居宅介護支援を行う事業所があり、かつ下記A，B，Cの区画があること

A. 事務室

◎職員・設備備品が収容できる広さであることが必要です

B. 相談室

◎遮へい物の設置等で、相談内容が漏れないように配慮する必要があります

C. 会議室

◎サービス担当者会議等を行うのに適切なスペースを確保する必要があります

※相談室と会議室は、運営上支障がなければ兼用が可能です

